

横浜市三殿台考古館
横浜市歴史博物館
横浜都市発展記念館
横浜ユーラシア文化館
横浜開港資料館

■業務の基準■

令和7年5月

横浜市教育委員会事務局
生涯学習文化財課

目 次

I 横浜市文化財施策の基本方針

1	文化財施策の基本理念	2
2	文化財施策の基本方針と当面の重点課題	3
3	文化財施設の政策的位置づけ及び課題	4

II 業務基準

1	基本方針と目標の設定について	6
2	重点方針について	6
3	施設運営に関する業務基準	7
4	事業に関する業務基準	9
5	施設管理に関する業務基準	11
6	その他の業務	14

I 横浜市文化財施策の基本方針

1 文化財施策の基本理念

横浜は、1859 年の開港により海外との窓口として、国内はもとより世界から様々な可能性を求めて、進取の気概に溢れる多くの人々が集まり、新しいまちづくりが進み、わが国の近代化の中心的な舞台となった。

その後、関東大震災や横浜大空襲、戦後の米軍による接収など数多くの苦難があったが、市民の英知と努力によりこれらを乗り越え、まちの独自性を保ちながら発展を続けてきた。

一方、市域全体に目を広げると、近年進んだ発掘調査の成果も明らかになってきた。約 3 万年以上前から、丘陵や水系に恵まれた地形を利用した、人々の豊かな暮らしの場となってきた。そして、鎌倉や江戸といったその時代の政治の中枢に近い場所にあったことから農業、漁業などはもちろん、交通や流通においても重要な役割を果たしてきた。このような人々の活発な活動が、開港の地となる土壌になったといえる。

このように、横浜では、それぞれの時代に人々が営々と生活し、横浜らしい歴史を育んできたのである。

横浜が歩んできた歴史、人々の生活の歴史を市民が共有することにより、

- ・ 横浜市民としての連帯感、横浜で暮らすことへの誇りを育む
- ・ 自分たちが暮らす地域の歴史、文化、伝統などに触れることで心豊かな生活を送る
- ・ 横浜の歴史を活かした、横浜らしいまちづくりや特徴的な施策を展開する
- ・ 次代を担う横浜の子供たちをはじめ、市民が、地域固有の歴史や文化を知ることを通じ、他の文化との交流や相互理解の重要性を知り、国際性を養っていくことにつながる

本市では、文化財保護法（1950(昭和 25)年施行）等に基づき、文化財の保存・活用を進めるとともに、1987(昭和 62)年に制定した「横浜市文化財保護条例」に基づき、歴史上、学術上の価値を有する文化財の指定制度の他、地域を知る上で必要な文化財を緩やかな基準で幅広く保護する登録制度や無形民俗文化財保護団体の認定制度を運用してきた。そして 2018(平成 30)年の同法改正により、市町村による文化財保存活用地域計画の作成が可能となってからは、文化財の保存・活用に関する課題や方向性、取組の可視化を図り、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を推進するため「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んできた。(令和 6 年 7 月文化庁認定済)

そして、文化振興を観光振興と地域の活性化につなげ好循環を創出することを目的として 2020(令和 2)年に制定された「文化観光拠点施設を中核として地域における文化観光の振興の推進に関する法律」（文化観光推進法）や 2023(令和 5)年の博物館法改正内容に基づき、市内博物館等施設の文化観光拠点計画の策定や、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や、他の博物館や地域との連携・協力による博物館等施設の機能強化に取り組んできたところである。

また、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」では市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進や横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出を主な取組として定め、市内の多様な文化財を次世代に継承するため、「横浜市文化財保存活用地域計画」（令和 6 年 7 月文化庁認定）に基づき、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進めている。このように、実施方針が「横浜市中期計画 2022～2025」、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」及び「横浜市文化財保存活用地域計画」により示されている。なお、これらの後継となる各種計画も踏まえた取組が求められる。

横浜市は、未来を志向しつつ、先人達の歩みや積み上げてきた知恵を市民共有のものとし、さらに次世代に継承していくために、文化財や歴史資料の収集、保存、調査研究を進めるとともに、市民ニーズや市政運営上の課題などを反映した展示や体験学習等を通じた普及、さらには市民の歴史、文化財の学習活動への支援など、文化財施策に、高い専門性を維持しながら、継続的、積極的に取り組むものである。

2 文化財施策の基本方針と当面の重点課題

(1) 文化財の保護、継承、普及

文化財保護法や横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化や自然を理解する上で重要な文化財等の保護・継承・普及等に努める。

【重点課題】

- ・散逸・滅失のおそれのある、横浜に関する文化財や歴史資料の保存と継承
- ・指定、登録等による文化財や歴史資料の保護
- ・横浜に関する文化財や歴史資料の調査研究
- ・文化財や歴史資料を活用し、調査研究の成果を市民に還元する展示や講座などの普及事業
- ・横浜の歴史に関する情報の収集、整理及び発信
- ・学校教育における歴史学習や総合的学習への支援
- ・こどもから高齢者まで市民による歴史、文化財学習活動への支援
- ・横浜市の周年事業や、まちづくりなど歴史を踏まえた施策に対する学術面からの支援

(2) 埋蔵文化財発掘調査の調整

埋蔵文化財の保護等に関する調整を行い、遺跡や遺物の保存・普及を行う。

【重点課題】

- ・市域内での埋蔵文化財の発掘調査に対する的確な指導
- ・発掘調査の成果（遺跡、遺物、記録等）の保存と活用
- ・埋蔵文化財が発掘された周辺地域での資料展示・普及
- ・地下に埋蔵されている近代遺構に関する調査、保存についての連携
- ・三殿台遺跡、大塚・歳勝土遺跡等、市域に保存されている貴重な遺跡の管理と普及

(3) 文化財関係施設の設置、管理、運営

上記2(1)・(2)の横浜市の文化財施策をより一層効率的かつ効果的に遂行していくために、横浜の歴史的特徴を反映した、横浜市歴史博物館等の多様な施設を設置、管理運営し、文化財や歴史資料の収集・保存・継承、調査研究、普及と活用の拠点とすると同時に、施設との緊密な連携を図り、歴史の連続性と一貫性を保持した施策の展開を担う。

【重点課題】

- ・各施設固有の設置目的に沿った専門性と継続性のある事業展開
- ・各施設との連携による総合的、効果的な事業展開
- ・人的交流と相互連携による各施設間の相乗効果の発揮
- ・市域の文化財や歴史資料の調査、保護措置にあたって、各施設専門職員等の連携

注) 文化財施設とは、本指定管理対象施設である以下の施設のこととする。

横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館

注) 文化財関係施設とは、横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管する以下の施設のこととする。

横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館、埋蔵文化財センター、横浜市八聖殿郷土資料館、国指定史跡称名寺境内、県指定史跡稲荷前古墳群、県指定史跡市ケ尾横穴古墳群、上行寺東遺跡復元整備地等

注) 文化財関連施設とは、横浜市の歴史文化に触れることができる横浜市史資料室、横浜みなと

博物館等や、神奈川県立歴史博物館等の文化財等に関連した施設のこととする。

3 文化財施設の政策的位置づけ及び課題

指定管理者は、横浜市の文化財保護とその普及施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、各施設において必要な事業を自ら企画及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に対する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

(1) 横浜市の文化財施策推進の拠点

ア 文化財施設は、横浜市が文化財施策を展開する上で必要不可欠であり、市民共有の財産である文化財や歴史資料を収集、保存、継承する場であるとともに、施設自体が横浜市の歴史を示す証人であり、文化財そのものである場合もある。

イ 各施設は、単に市民利用や展示の場というだけでなく、横浜市における文化財や歴史資料に関する調査研究、普及の拠点となっており、横浜市の文化財施策の推進上、根幹的な役割を果たしているといえる。また、文化観光推進法に基づく文化観光拠点として令和3年度に文化庁の認定を受け、横浜開港資料館を整備している。

ウ 「横浜」という地域がわが国の歴史の中で果たしてきた役割や、今までの各施設の事業実績などから、わが国の文化財や歴史資料の保護、調査研究、普及事業の重要な一翼をも担っている。

このように文化財施設は、横浜市の文化財や歴史資料そのものを総合的に扱う場として、政策執行機関そのものであるといえる。

(2) 横浜の歴史的特徴を反映した多様な施設の連携による文化財施策の効果的推進

ア 文化財施設は、それぞれに横浜の歴史的特徴を反映し、専門的に扱う時代区分や対象領域などを有しており、その時代や領域に即した専門性や事業手法が求められる。

一方、横浜の歴史は時代を超えて連綿と続いており、時代や対象領域を貫く通史的な調査研究や普及事業、さらに相互の比較や共通点の検証などを行うことにより、より深く横浜の歴史を知ることができる。

イ 各施設には、対象とする時代や領域に即した文化財や歴史資料が収蔵されているが、これらを様々な視点から相互に活用しあうことで、より効果的な事業展開が期待できる。あわせて、専門分野を異にする各施設の専門職員等が相互に補完、協調、連携することによって、各施設の活性化や人材育成にも寄与することができる。

このように、個々の施設の特性を発揮しつつ、連携しあい、施設全体の力が高まることにより、横浜市の文化財施策をより効果的に推進していくことが求められている。

(3) 横浜の歴史についての豊かな知識と高度の専門性の継続

ア 文化財施設の運営に当たっては、古文書の解読、滅失しやすい文化財の保存処理などの文化財や歴史資料に関する専門知識とともに、なによりも横浜という地域についての原始・古代から現在までの歴史、また、横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財に関する高い専門性が求められる。

この様な特有の専門性を有することにより、横浜の文化財と歴史について他に勝るものがない施設として運営していくことが必要である。

イ 高い専門性を維持していくためにも、文化財や歴史資料の継続的な収集・保存や調査研究の体系的積み重ね、展示・普及事業の経験や実績が重要である。

これまでの蓄積を活かすことで、今後の文化財施策の立案や事業展開等を効率的かつ効果的に展開することができる。

従って、文化財施設の管理運営に当たっては、横浜の歴史に関する豊かな知識と高度の専門性の継続と蓄積が強く求められる。

(4) 横浜市に代わって事業を遂行する公益性と信頼性

ア 横浜市が設置する文化財施設において、文化財や歴史資料は、市民のみならず国民の共有

財産として公益のために収集、保存し、公開、普及、活用されるべきものである。

イ 各施設が、寄贈、寄託等によって資料を収集・保存し、これらを活用した調査研究・普及事業等を行う上で、横浜市に代わって事業を遂行する公的な信頼性が不可欠である。

このように、文化財施設の運営主体には、特定の利益や価値に左右されない公的なものとして、横浜市に代わって事業を遂行する高い公益性と信頼性が求められる。

(5) 市民サービスの向上及び市民との協働

ア 文化財施設は、横浜の文化財や歴史に関する高い専門性や公益性にもとづく調査研究等を行うとともに、それらの成果を教育普及、啓発といった社会的サービスとして市民に提供する施設である。そのため、多様に変化する市民のニーズを敏感かつ的確にとらえ、これに応えることが求められる。

あわせて、来館者が快適に過ごし、リピーターとして何度も訪れる施設とすることが重要である。そのため、施設内外における来館者に対するサービスの向上に積極的に努める必要がある。

イ 価値観の多様化、生活様式の変化等を受け、自らの意志で学び、自主的に活動しようとする市民の意欲は益々高まっている。特に、地域の文化財や歴史について学びたい、また、博物館等の施設の運営に参画したいという市民の熱意に答えることが求められている。

ウ 横浜の文化観光都市としての側面を活かし、市民の様々なニーズに応えることが求められている。

以上のことから、この様な市民の活動を支援し、市民との協働を進めていく必要がある。

(6) 経費の節減、収益の向上

ア 高度の専門性や公益性が求められる文化財施設においても、経費の節減、費用対効果の向上の追及は不断に努めるべき課題である。

イ 文化財施設に求められる課題に対応し、市民へのサービスに還元するためにも、収益の向上にも努める必要がある。そのため、利用料金収入、自主事業収入及び国・団体の補助金やクラウドファンディング等のその他収益事業収入の向上など、創意工夫して取り組むこと。

Ⅱ 業務基準

1 基本方針と目標の設定について

(1) 施設の役割・課題と運営の基本方針について

目的の実現および事業活動の確実な推進を図るため、横浜市文化財施策の基本方針や課題を正しく理解し適切な方針を設定する。

(2) 10年間の目標の設定について

文化財施設での事業・運営を支える専門人材の育成、調査・研究開始から紀要等の取りまとめや企画展等の企画・検討には、きわめて高度な専門性を要すること、また長期計画に基づく調査・研究や計画的な事業実施が必要なこと等が見込まれることから、指定期間を「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、最長の10年間としている。

この趣旨を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、各種事業等の実施、効率的な施設運営、財務の改善、組織運営や人材育成等、指定管理業務全般を視野に入れた計画的な目標が設定されている。

(3) 目標の点検・評価について

業務の遂行に当たって、目的の明確化、資源投入の適切性などを評価する「事前評価」と達成度や課題分析を中心とする「事後評価」を的確に行い、その結果を次の事業に向けての改善に活かしていく。

評価に当たっては、専門的な視点だけでなく、広報宣伝、集客や収益性の向上、他の業務との連携など施設運営全体の視点はもとより、来館者等市民の視点を導入し、多元的な評価軸により評価を行う。

2 重点方針について

(1) 5施設の連携について

魅力的な事業の実施、研究成果の共有や施設間での恒常的な人材の交流と育成、組織や館の枠にとらわれない効率的な人員の配置や予算等経営資源の有効活用について、5施設連携して取り組む。また、職員の資質を高め、新しい知識を得るための継続的な機会を確保する等、指定管理者が主体的に人材育成の取組を推進する。

(2) 自主財源比率の向上について

有料入場者数の増加、図録や刊行物の販売、魅力的な商品開発、寄附金や協賛金などの外部資金の導入など、あらゆる可能性を追求しながら指定管理料以外の収入の確保・向上を図る。この他にも、事業、運営、維持管理、あらゆる面について、経費構造を精査し、経費の適正執行と節減に取り組むこと。

(3) 市民の学習支援について

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に来館でき、歴史、文化財への関心を高めていける場とする。さらに、まちづくり、観光等様々な分野との連携や他の文化財関連施設との連携による地域社会への貢献、市民の主体的な歴史、文化財への学習、市民活動への支援を強化していく。

(4) 学校教育との連携について

学校教育との連携を進め、子どもたちと横浜の歴史や国史跡などの多様な触れ合いや学習の機会の創出、体験学習等の充実などを図る。

(5) 市民協働の推進について

事業や運営に市民参画を進めるとともに、NPOや市民活動団体などとの連携による事業展開など、市民との協働を一層推進していく。

3 施設運営に関する業務基準

指定管理者が行う業務や職員配置及び経費等については、「応募要項」に定めるとおりとする。

(1) 休館日

ア 休館日は、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市歴史博物館条例施行規則、横浜都市発展記念館条例施行規則、横浜ユーラシア文化館条例施行規則及び横浜開港資料館条例施行規則で定めるとおりとする。

イ 市へ事前に承認を得て休館日に開館、開館日に休館することができる。その際、利用者の利便性やサービス向上に資するよう配慮すること。

ウ 事前に行う承認のための協議には、十分な期間を持つよう配慮すること。ただし、災害などの特段の事情により、やむなく休館する場合は、市に連絡することで足りるものとする。

エ 開館日の変更に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担となる。

(2) 開館時間

ア 開館時間は、以下のとおりとする。

横浜市三殿台考古館	午前9時30分から午後4時までとする。
横浜市歴史博物館	<講堂及び研修室以外> 午前9時から午後5時までとする。
	<講堂及び研修室> 午前9時から午後9時までとする。
横浜都市発展記念館	午前9時30分から午後5時までとする。
横浜ユーラシア文化館	午前9時30分から午後5時までとする。
横浜開港資料館	<展示室及び閲覧室> 午前9時30分から午後5時までとする。
	<上記以外施設及び飲食施設> 市の承認を得て指定管理者が定める。

イ 市へ事前に承認を得て、開館時間を延長することができる。ただし、開館時間の変更に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担とする。

ウ 同一施設内において開館時間が異なる箇所がある場合は、閉館している箇所に利用者が誤って進入しないような対策を行うこと。

エ 開館時間内、受付、各展示施設など館内施設等において利用者へのサービス提供に支障なく対応できる人員体制をとること。また、開館時間外も「5(2)エ保安警備業務」に記載のとおり防犯対策等の体制をとること。

(3) 利用料金等

ア 利用料金については、市との協議のうえ、横浜市歴史博物館条例、横浜都市発展記念館条例、横浜ユーラシア文化館条例及び横浜開港資料館条例に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定める。なお、横浜市三殿台考古館は無料とする。また、企画展等については、上記同様市との協議のうえ、その都度指定管理者が定めることとする。

ただし、指定期間中に利用料金にかかる条例の改正が行われた場合は、これに従うものとする。

イ 資料の「特別利用」についての方針、許可基準、条件、及び料金について具体的な基準を作成し、運用する。ただし、様式等については各施設条例の施行規則に準じること。

ウ 業務に利用料金を課する必要性があるなど、新たな提案がある場合には、その考え方、根拠データ、設定料金体系、収入・経費計画等を付して提案を行う。

エ 利用料金は原則前納であるが、必要と認められる場合、規則に定められる場合には後納とすることができる。

オ 徴収した利用料金については帳簿を作成し、管理すること。

カ 規則に定める場合、また指定管理者が必要と認められる場合には利用料金の全部又は一部を免除することができる。減免の取扱いについては利用者にわかりやすく明示すること。

キ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。

(4) 施設等の貸出し

ア 各施設の条例、施行規則及び関連法令等に基づき、施設の利用申請（利用目的など）を受け付け、指定管理者の許可により、講堂、研修室等を貸し出せるものとする。ただし、利用許可の仕組みについては、指定管理者が定めるものとする。

イ 利用に当たっては利用者と十分な打ち合わせを行い、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 貸出施設の計画的な利用促進に取り組むこと。また、現在、貸し出しを行っていない施設についても、ニーズを把握し適切な活用案を示すこと。

(5) 指定管理料以外の収入確保に向けた取組

指定管理料以外の収入確保に積極的に取り組むこと。事業実施に際し、各種助成金、協賛金等の活用や、公益性のある自主事業（地域でのイベント、資産を有効活用した講座等）を積極的に提案すること。ただし、各施設の設置目的等を逸脱する事業は実施することができない。

この他にも、事業、運営、維持管理、あらゆる面について、経費構造を精査し、経費の適正執行と節減に取り組むこと。

(6) 資産の有効活用

以下の特色ある施設等の資産を最大限に活用するため、講座の実施等の有効活用や撮影利用等の集客・イメージアップにつながる施設提供を図ること。

横浜市三殿台考古館	三殿台遺跡（国指定史跡）
横浜市歴史博物館	大塚・歳勝土遺跡（国指定史跡）、工房
横浜都市発展記念館	旧横浜市外電話局（市認定歴史的建造物） 都市基盤の遺構などの野外展示
横浜ユーラシア文化館	
横浜開港資料館	旧横浜英国総領事館（市指定文化財） 玉楠の木（市登録地域文化財）

ミュージアムショップ（横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館）の経営方針、経営方法、商品開発方針等を明確にし、利益の増加に努め、施設の魅力向上につなげること。

また、横浜市歴史博物館の旧喫茶室スペースについて、施設の魅力向上・賑わいの創出につながる経営、活用を行う。

4 事業に関する業務基準

(1) 常設展示運営

以下の施設を構成する常設展示等を運営し、来館者の興味や関心を引く仕組み、歴史への理解を深める体験的なミニイベント、展示をわかりやすく解説する案内や資料を作成し、提供する。来館者の関心に応じて主体的に学べる工夫を図る。また、常設展示室の修繕やリニューアルの検討を進める。

横浜市三殿台考古館	①国指定史跡 三殿台遺跡 ②展示室 ③竪穴住居保護棟 ④復元住居
横浜市歴史博物館	①通史展示室 ②歴史劇場 ③スタディサロン
横浜都市発展記念館	①常設展示室 ②屋外展示
横浜ユーラシア文化館	①常設展示室 ②展示室内ライブラリー
横浜開港資料館	①新館1・2階常設展示室 ②中庭展示

(2) 企画展・特別展等の運営

ア 企画展・特別展等の中期的な計画、具体的な実施方針を明確にし、計画を策定する。計画を策定後、横浜市へ提出することとする。なお、文化財施策の基本理念及び基本方針等を踏まえて、新たに指定・登録となった文化財や寄贈寄託資料の調査報告に類する企画や収益向上につながる企画等、新たな来館者等を誘引し、文化財を活用した賑わい創出に繋がる内容を積極的に企画し、実施すること。

イ 他の文化財関連施設との計画段階からの情報共有、連携の検討、具体的な企画等の調整、連携を十分に図る。

ウ 個々の事業の具体的達成目標とその方法を計画評価する「事前評価」、実施後の反応や課題分析を行う「事後評価」の仕組みを組織的に導入し、事業の見直し、改善が恒常的に図られる業務循環の仕組みを維持する。

エ 横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館は企画展示室を共用とし、調整を図る。

(3) 資料収集（購入、複製製作、寄贈・寄託）・保存・公開

ア 他の文化財関連施設との体系的な位置づけに留意しつつ、これまでの活動との継続性、蓄積を踏まえ、資料収集・保存・公開に対する基本的な方針、収集体系の考え方、公開のあり方について明確にする。

イ 散逸しがちな資料をできる限り収集していくために、購入や複製製作のみならず、公共の博物館・資料館としての信頼性を背景に市民等からの寄贈・寄託を促すなどにより、資料の収集に努める。

ウ 収集した資料は、適切に管理するとともに、常設展や企画展等において展示などの活用を行うこと。

エ 関係法令等を遵守しながら、デジタル化の促進やインターネット上での公開により利用者の利便性を一層高めていくこと。

(4) 資料・図書の閲覧・貸出し

利用者の目的を達成できるように必要な説明、助言さらには指導を行うとともに、利用者の利便性を高める努力を図る。

- ア 閲覧室における閲覧業務を実施する。また、専門家（学芸員）による横浜の歴史に関するレファレンスや複写サービスを行う。【横浜開港資料館】
 - イ 図書閲覧室における図書閲覧業務を実施する。また、専門家（司書）による横浜の歴史に関するレファレンスや複写サービスを行う。【横浜市歴史博物館】
 - ウ 他の博物館、資料館など機関の展示への資料貸出しを行う。
【横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館】
 - エ 歴史資料の普及の一環として複製資料の貸出しなどを行う。
【横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館】
- (5) 調査研究業務
- ア 他の文化財関連施設との体系的な位置づけに留意しつつ、これまでの継続性、蓄積を踏まえ、調査研究対象、狙い、方法論、実施体制などを示した調査研究計画を立てる。計画を策定後、横浜市へ提出すること。また、調査研究の評価システムを検討し、整備する。
 - イ 調査研究の成果は、常設展や企画展等の展示等に結実させ、定期的な刊行物や出版物として発表するなど、広く公表し、社会に還元する。また、誰にでもわかりやすくその成果を伝える取組を行う。
- (6) 出版・刊行
- ア 資料収集・整理なども含めた調査研究の成果について紀要や館報によって広く公表していくだけでなく、誰にでもわかりやすい成果発表の方法を工夫する。
 - イ 企画展や特別展における図録等は記録としてだけでなく、施設の目的を実現する重要な手段として、利用者や対象者を想定した創意工夫あるものとしていく。
 - ウ 作製、刊行にあたっては、経費の適正執行と節減に取り組み、より効果的な配布計画、販売計画、広報計画に基づき実施する。
 - エ 有償販売刊行物については、購入希望者の利便性向上と販売の拡大を目的として、販売方法に創意工夫を図る。
 - オ 出版については、民間との協働などをより一層工夫していく。
- (7) 普及啓発事業
- ア 普及啓発事業は、施設の重要かつ本来的な役割として、重点的に取り組む。
 - イ 資料収集・整理、調査研究の成果を活かした講演会、講習会、講座などを、多様な市民ニーズを踏まえながら創意工夫し実施する。
 - ウ 収蔵資料や市域の文化財に関する情報の管理、公開を行う「文化財情報利用システム」を運用し、オープンデータ化、ICTを活用した紹介に取り組む。
- (8) 広報宣伝活動
- ア 各施設の魅力や事業内容を広くPRするため、館としてどのような展示や催しが行われているかをお知らせする催し物案内等を、ウェブサイトや紙資料等で広く広報する。
 - イ 広報よこはまやSNS等を含めた様々な手法により、来館者が増えるよう効果的な広報活動を行う。SNSやウェブサイト等を運営する際は、特に、人権侵害や個人情報漏えいに注意する。
 - ウ 他の文化財関連施設等との連携を図りながら効果的で効率的な広報宣伝を行う。
 - エ 多様な媒体との連携協力を含め、戦略的な広報宣伝活動を確立し、積極的に取り組む。作成する媒体と訴求対象を明確にし、様々なルートから確実に市民に届く、広報・宣伝の仕組みを作る。
- (9) 学校連携
- ア 市立小学校・中学校等の施設への見学受入れや、博物館学芸員等による訪問授業の実施、文化財を活用した授業コンテンツ動画作成や配信等の取組を行う。
 - イ 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会を創出するため、児童生徒の学習支援や教職

員の授業改善につながるような取組への協力や支援を積極的に取り組む。

(10) 賑わいの創出

ア 施設をより身近なものとして、来館、利用してもらうための様々な事業を行う。また、従来は利用者層ではなかった市民の掘り起こしや、近隣との一体性を持たせた賑わいを創出できる事業を行う。

イ 他の文化財関連施設、地域の団体や企業等との連携、協力による取組及び事業を行う。

(11) その他の事業

博物館実習生の受け入れや社会研修の受け入れなど、専門機関として要請される事案について積極的に取り組む。

5 施設管理に関する業務基準

建物、設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適切な維持保全及び管理を行う。点検を行う部分や回数等の詳細については、各施設の「業務の基準 別添資料」を参照すること。

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行うとともに、経費削減と中長期的な費用対効果の向上を基準として、常に精査しつつ、効率的な業務の推進を図ること。

(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうか把握する。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、施設利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきたすことのないように適切な措置を講じ、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じる。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行う。

ア 建築物の保守管理

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

イ 設備の保守管理

設備（空調設備、電気設備、衛生設備、消防設備、昇降機設備、シャッター、自動ドア、電話交換機、I T V設備、文化財情報利用システム関連機器 等）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持する。

ウ 展示物及び収蔵品の保守管理

展示物及び収蔵品は、定期点検や部品交換、清掃等を行い、正常な展示状態を維持する。

収蔵品については、適切な保管、確認、定期点検を行い、破損や紛失等がないように管理する。

収蔵品保守管理内容

- ① 収蔵庫の温度・湿度の適性管理
- ② 収蔵品の保全
- ③ 通年の環境検査

エ 備品等の保守管理

(ア) 事務備品

- ① 施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品の管理を行う。
- ② 物品管理簿の管理を行う。
- ③ 破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告を行う。

(イ) 消耗品

- ① 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行う。
- ② 不具合の生じたもの及び使用期限・耐用年数のあるものに関しては随時更新を行う。

(ウ) 大型備品

- ① 備品管理簿の管理を行う。
- ② 施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検を行う。
- ③ 破損、不具合等が発生した時には速やかに市に報告を行う。

※新たに購入した備品については、横浜市物品規則等に則り手続きを行う。

オ 文化観光拠点計画等に基づき、当時の指定管理者が設置等した建築物については、当時の指定管理者が適切な時期に補修、修繕等を行う。

カ 備品等の帰属

備品等は、施設ごとに物品管理簿により管理を行う。市に帰属する備品等については「物品管理簿（第Ⅰ種）」、指定管理者に帰属する備品等については「物品管理簿（第Ⅱ種）」に記載するものとする。

(ア) 市に帰属する備品等

- ① 「物品管理簿（第Ⅰ種）」に示す市が所有する備品等は、無償で指定管理者に貸与される。
- ② 備品等は、常に良好な状態に保ち、管理する。
- ③ 経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて、1件につき60万円（税込）以上のものについては、市が自己の費用と責任において、また1件につき60万円（税込）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において修繕、購入又は調達するものとする。なお、指定管理者が新たに調達を行った場合には、調達後速やかに市の所有を移すとともに次期指定管理者に引き渡すこととする。
- ④ 指定管理者が故意又は過失により備品等を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて、市に対し、これを弁償又は指定管理者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとします。
- ⑤ 指定管理者が、新たに購入した歴史資料・文化財等については、横浜市物品規則等に則り、市に寄贈の手続きを行うこと。

(イ) 指定管理者に帰属する備品等

自己の費用によって購入・調達した備品等については、「物品管理簿（第Ⅱ種）」に記載するものとし、その帰属は指定管理者のものとする。ただし、市との協議により、市に所有権を移転することを妨げません。

(2) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行うこと。

また、施設の安全面から来館者等の影響を踏まえ事業内容等の調整をすることについては横浜市と協議しながら、業務を行うこと。

ア 清掃業務

施設の環境を清潔に維持し、利用者や資料等の快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行う。なお、ごみ等の処理に要する費用は指定管理者の負担とする。

(ア) 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持する。

(イ) 日常清掃及び定期清掃

清掃を行う部分及び回数については、各施設の「業務の基準 別添資料」を参照する。

(ウ) その他

施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように行う。特にエントランスホールや展示室等、利用者の主要動線となる場所については開館時間内での作業を控えること。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行うこと。

イ 害虫駆除業務

施設及び展示物、収蔵品の環境を維持し、快適な環境を保つため、害虫駆除業務を適切に行う。

ウ 植栽管理業務

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、施設周囲の植栽管理業務を適切に行う。

(回数等については、各施設の「業務の基準 別添資料」を参照。)

エ 保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に行う。
(現在の状況)

横浜市三殿台考古館	12月28日から31日まで、1月1日から4日までの年8日間について、施設の巡回警備を実施
横浜市歴史博物館	24時間、巡回警備を実施。ただし、夜間及び休館日など施設の一部又は全てが使用されていない場合や無人になる場合には、機械警備による対応も可。 昼間時については、現在警備業務に含まれている業務の一部または全てを可能な範囲で施設運営業務として実施することも可。
横浜都市発展記念館	横浜情報文化センター内の防災センターによる、24時間有人監視（施設内定時巡回：1日1回、施設外周定時巡回：1日4回）
横浜ユーラシア文化館	
横浜開港資料館	8時15分から17時15分まで有人監視（施設内定時巡回：1日5回、施設外周定時巡回：1日6回） その他の時間帯は機械警備

オ 駐車場管理業務

(ア) 駐車場内における事故、盗難・破壊等の犯罪から駐車場利用者を適切に保安できる状態を維持するための巡回監視を行う。【横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館】

(イ) 横浜市歴史博物館は、横浜市駐車場条例に定める駐車場整備地区にあたるため、附置義務台数を確保し、駐車場利用料金の徴収を適切に行う。【横浜市歴史博物館】

カ 施設の保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に務める。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うものとする。

指定管理者及び利用者の責めに負わない修繕の経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、1件60万円（税込）未満の修繕費については、指定管理者が負担するものとする。

また、横浜開港資料館の旧館等は横浜市指定有形文化財であることを十分に配慮し、適切な管理を行うこと。建造物及び設備の修繕を行う必要が生じた場合は、市に報告するとともに、横浜市文化財保護条例に基づく届出等の対応すること。

(3) 施設の修繕・改修計画

施設の修繕、改修等について、中長期的な視点から計画的管理を行い、業務に支障を起こさ

ず、かつ維持管理経費を削減できる修繕・改修計画体制の構築を図る。修繕・改修計画については、事前に横浜市に協議すること。

(4) 事故防止体制、緊急時、災害時の対応

事件、事故の防止体制及び、市や区の防災計画を踏まえた、公の施設としての役割を踏まえた体制を整える。(災害等発生時の対応については、応募要項を参照。)

(5) 施設の管理を行う上で必要な資格

施設の管理を行う上で、以下の有資格者を必ず選任すること。

ア 産業廃棄物管理責任者 【横浜市歴史博物館】

イ 甲種防火管理者 【横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館】

(6) 条例に定める業務以外で使用する場合の取扱い

条例で定める業務以外で施設を使用する場合（ミュージアムショップ、飲食施設、自動販売機の設置等）は、市に対し目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(7) 横浜情報文化センターの取扱い【横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館】

横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館は、横浜情報文化センターとの複合建築施設であるため、基本的な維持管理は協定等に基づき横浜情報文化センターにおいて行われる。

ア 設備管理

防災管理機器、警備機器については、横浜情報文化センター内に設置されているため、これら設備の運用に関する負担金を横浜情報文化センターへ支払うこと。

イ 設備の法定管理

電気施設、消防施設、防災施設の法定管理については、横浜情報文化センターとの一体管理となる。

ウ 使用施設に関する負担金の支払い

施設が日常的に使用し、かつ横浜情報文化センターの管理区分に属する防災センター、MDF室についての負担金を、横浜情報文化センターへ支払うこと。

エ 電力使用に関する負担金の支払い

横浜情報文化センターより供給を受ける電力に関して、使用量に応じ電気料金を、横浜情報文化センターへ支払うこと。

(8) 横浜市三殿台考古館の取扱い

鉄筋プレハブ造 2 階建 150.96 m² (資料保管倉庫) については、現状、使用中止としており、安全対策等を検討中のため、立ち入りはしないこと。

6 その他の業務

指定管理者が作成する事業計画書・事業報告書等の提出等、業務の基準・評価については、「応募要項 6 (2)」に定めるとおりとする。

(1) モニタリングと実績評価

市は、業務の遂行状況や実績を確認するために、定期的にモニタリングを行う。モニタリングに必要な情報・資料、帳票類については協定で定める。

(2) 市との連絡調整

施設の運営をより効果的に推進するため、定例的な連絡調整会議への参加など市と緊密な連絡調整に努める。